

令和4年度 学校の部活動に係る活動方針

八幡平市立西根中学校

校長 寺澤 幸昌

1. 部活動の目的

学年や学級を離れ共通の趣味と関心を持つ生徒が、文化的、体育的な活動をすることによって、自らの能力を伸ばし、豊かな人間性や社会性を養う。

2. 活動の方針

- (1) 部活動は学校での自己選択学習であるから、共通の目的を持って活動することにより友情を深め、能力を伸ばさせ民主的集団の運営を学習できるように努める。
- (2) 部員の中から必要な役員を選び、顧問の助けを受けて年間活動計画を作成し、活動内容を吟味し自治的、積極的に活動できるように努める。
- (3) 活動を通し、目的に向かって努力する姿勢を養い、自分らしさを模索しながら望ましい人格の完成の機会とできるように努める。
- (4) 校内設置部活動以外の活動を希望したり、家庭事情等により部活動に参加できなかったりする生徒に対しては、十分に協議した上で、当該生徒に配慮するものとする。

3. 休養日・活動時間について

- (1) 平日は16時35分までとする。(完全下校16時45分)
- (2) 平日の活動時間は、2時間までとする。
- (3) 毎週月曜日は学級活動優先日とし、部活動は休止を原則とする。
- (4) 土・日の部活動は、どちらか休止を原則とする。
(土・日に休養日を取れなかった場合は、翌週平日に調整をする。)
- (5) 土・日・祝日の部活動時間は、概ね3時間以内とする。ただし、練習試合や大会参加等の場合はその限りではない。
- (6) 長期休業時の部活動は別に計画を立てる。

※上記の基準は、部活動を補完する活動（父母会・スポ少）にも適用する。

4. 活動のきまり

- (1) わすぞう・家庭学習などを必ず提出する。
- (2) 無断欠席をしない。
- (3) 開始・終了時刻を守る。
- (4) 不要物を持ち込まない。
- (5) 交通ルールを守る。

※更に、延長活動は以下の項目を厳守する。

- ① 提出物（わすぞう、家庭学習ノート）を毎日提出する。
*守られていない場合には、部活動を始める前に必ず終わらせて、学級担任（または学年の先生方）に確認してもらってから部活動に参加する。
- ② 時間を守る（特に下校時刻）。
- ③ 無断欠席をしない。
- ④ 不要物を持ってこない。

※②、③、④に違反した場合は、1回目は注意、2回目は部停止となる。